

発電実績の公開について

第77回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和4年9月26日(月)



本日の御報告内容

- ユニット別・コマ別の発電実績の公開については、第73回制度設計専門会合(令和4年5月31日開催)において、「適正な電力取引についての指針」において「望ましい行為」として位置づけること※、システム改修に要する期間を勘案しつつ、2023年度のできるだけ早い時期での公開を目指すことなどが整理されたところ。
 - ※7月22日、同指針の改正について、監視等委から経済産業大臣に対して建議。現在、同指針の改正案についてパブリック コメントが実施されているところ。
- こうしたことを踏まえ、今般、HJKS登録対象である認可出力10万kW以上のユニットを保有する発電事業者に対して、発電実績の公開意思について確認※を行ったので御報告させていただく。
 - ※今回はあくまでも現時点での意思確認を行ったものであり、公開準備が整ったタイミングであらためて意思確認を行った上で発電実績を公開していく予定。

発電実績の公開方法 (案)

 卸電力市場の透明性向上等の目的に鑑みて、HJKS登録対象である認可出力10万kW以上 のユニットを対象とし、ユニット毎・30分コマ毎の発電実績を、実需給後5日以内に公開することを求めることとしてはどうか。

発電実績の公開方法(案)	
2-1. 対象電源	✓ HJKS登録対象である認可出力10万kW以上のユニット✓ 但し、個々のユニットの性質を踏まえて合理的な理由があると認められる場合には公開を必ずしも求めない、公開の粒度を下げるなどの対応を検討
2-2. 公開項目	✓ ユニット毎・30分コマ毎の発電量✓ 電源種別・発電方式の区分
2-3. 公開タイミング	✓ 実需給後5日以内
2-4. 情報の集積と公開の在り方	✓ 既存のシステムを最大限活用しつつ、発電事業者が情報を提供し、エリアの 一般送配電事業者が集積・加工し、一覧性を確保する観点から広域機関 が一般に公開する

規定・ガイドラインの在り方

(発電事業者に対して)

- 発電実績の公開は、卸電力市場の透明性向上(市場の予見性向上、市場監視の向上、及び、市場参加者・需要家の市場に関する理解・信頼性向上)に資するものであり、「適正な電力取引についての指針」において「望ましい行為」として位置づけることとしてはどうか。
- なお、発電実績の公開は、HJKSに登録されたインサイダー情報の正確性を裏付けるという性質も持つもの。この点に関して、発電実績の公開を行わないこと自体が、直ちにインサイダー取引をはじめとした不公正取引の存在を推認させるものではないが、仮に、発電事業者が合理的な理由なく公開を行わない場合は、インサイダー情報公表の履行に疑義を生じさせる一要素となるのではないか。なお、万が一、公表したインサイダー情報について故意に不正確なものとしていたり、公表すべきインサイダー情報を公表していなかったりした場合は、電気事業法に基づく、命令・勧告の対象となり得る。

(一般送配電事業者、広域機関に対して)

● 一般送配電事業者、広域機関に対しては、「**系統情報の公表の考え方」において、情報の集積** と一覧公開を求めることを資源エネルギー庁において検討することとしてはどうか。

発電実績の公開に関するアンケート調査概要

【アンケート調査概要】

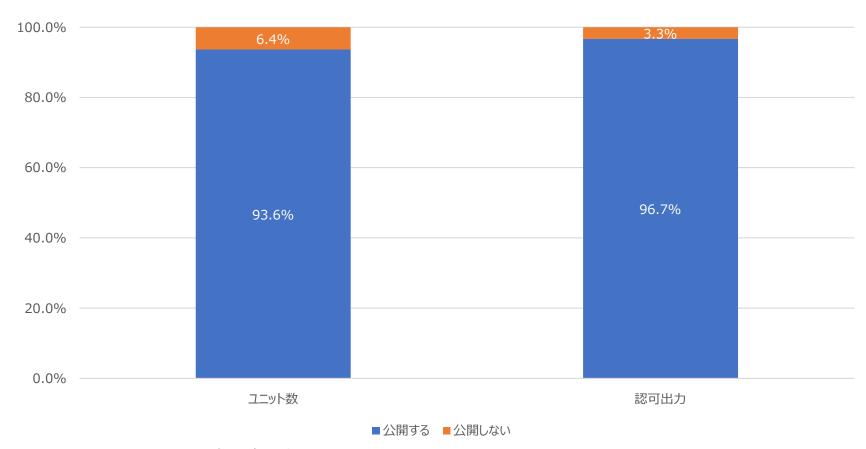
- 実施期間:2022年7月19日(火)~27日(水)
- 対象: HJKSに発電ユニットを登録している(認可出力10万kW以上のユニットを有する)全68事業者

(旧一般電気事業者、JERA、電源開発、ガス系の発電事業者、石油・製鉄等の 共同火力、技術実証プラント、その他IPP等)

- 回収率: 100%(68社中68社より有効回答)
- 調査内容:発電実績について初期的な公開意思の確認。公開意思がない場合は公開できない理由。

発電実績の公開に関するアンケート調査結果

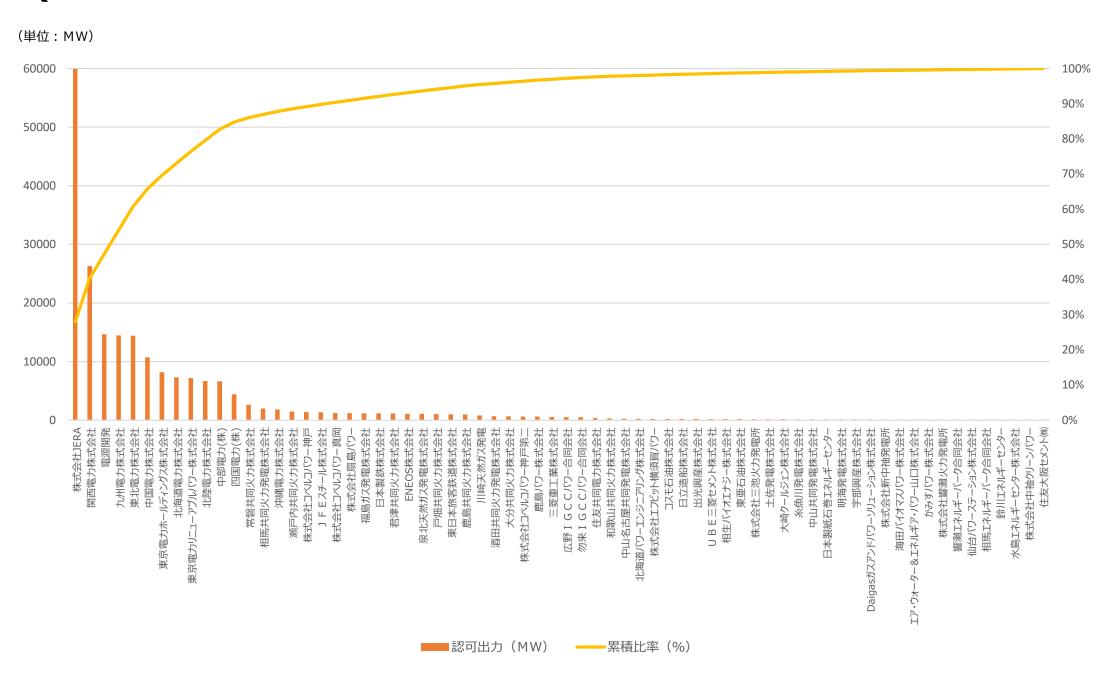
- HJKSに登録されている認可出力10万kW以上の550*ユニット(計213,626MW) を対象としてアンケートを実施した結果、9割以上のユニットについて「公開する」との回答が得られた。
- むお、旧一般電気事業者、JERA、電源開発は全ユニットについて「公開する」と回答。



※2022年6月9日時点で登録のある数であり、休廃止(予定)のユニットを除く。

なお、本アンケート調査対象であるHJKS登録の認可出力10万kW以上のユニットにおける認可出力の合計(2022年6月9日時点)は、全電気事業者の総発電所出力(「電力調査統計 | 2022年5月分ベース)に対して約81%を占める。

(参考) HJKSに基づく発電容量(事業者別)



発電実績を公開しないと回答した理由について

- 現時点で発電実績を公開しないと回答したユニット数は35であり、理由の内訳は以下の通り。
- 公開しないと回答したユニットについては個々にその理由についてヒアリングを行い、その大宗については一定の合理性が確認された一方、一部のユニットについては必ずしも合理的な理由が確認されなかったところ。

【発電実績を公開しないと回答した理由(カッコ内はユニット数)】

- ◆ 自家発電源であり、株主会社の生産プロセスから発生する副生ガスを利用のため生産・操業状況が推定される (25)
- ◆ 相対契約交渉上の不利益となる恐れがある(5)
- ◆ 技術開発している実証発電設備の検証運転パターンが推定されることで技術情報等流出の懸念がある(4)
- ◆ 相対契約先との関係で公開が難しい(1)

第73回制度設計専門会合 (令和4年5月31日開催)資料5抜粋

懸念される影響

考え方・対応方針

限界費用の推定

「各ユニットの限界費用が推定される ことで、相対卸契約の価格交渉にお いて不利になる」 限界費用が正確に推定されるとは考えられず、また、仮にある程度は推定できたとしても売主が価格交渉において考慮すべきほど不利になるとは考えられず、開示が適当ではない理由とは考えられないのではないか。

- ✓ 稼働電源の限界費用が当時のスポット市場の約定価格以下である可能性は伺えるものの、 発電量には相対契約や他市場約定等の要因で稼働した分も反映されるため、スポット市 場の約定価格と稼働の関係から、限界費用を正確に推定することは難しいのではないか。
- ✓ また、限界費用には燃料費など可変費要素が含まれる。各発電事業者の燃料調達について、長期契約の割合や価格などは明らかではないため、限界費用を正確に推定することは難しいのではないか。

燃料在庫の推定

「各基地の燃料在庫が推定されることで、上流の燃料交渉において不利になる」

燃料在庫が正確に推定されるとは考えられず、開示が適当ではない理由とは考えられないのではないか。

- ✓ 各基地の燃料必要量は、調達量、在庫量、消費量によって推定されるが、発電実績は消費量を推定させる一要素に過ぎない。調達量が秘匿された状態において交渉に不利になるとは言えないのではないか。
- ✓ 交渉~船積~発電のリードタイムを考えると、売主(商社等)は交渉時に約2か月後の消費量(≒発電量)を推定せねばならず、買主である発電事業者との情報非対称性は保たれるのではないか。

技術開発、発電以外の企業活動の推定等

「新規開発している実証発電設備の 検証運転パターンが推定されることで、 技術情報等の流出の恐れがある」 「副生ガス利用の場合、燃料供給 元の生産・操業状況が推定される恐 れがある」 個々のユニットの性質を踏まえて、合理的な理由があると認められる場合には、公開を必ずしも求めないこととしてはどうか。

- ✓ 監視等委事務局にて確認した上で、合理的な理由があると認められる場合には、公開を 必ずしも求めないことととしてはどうか。
- ✓ また、当該理由の解消が見込まれる場合は、その解消時期の目途についても確認すること としてはどうか。

今後の進め方

- 現在、一般送配電事業者、広域機関において、発電実績の公開に向けたシステムの 構築等の検討が進められているところ。
- 監視等委事務局においては、公開しない合理的な理由が確認されなかったユニットについて引き続き公開を促していくとともに、システム構築などの目処が立ち次第、あらためて発電事業者の公開意思を確認することとする。
- 引き続き2023年度のできるだけ早い時期での公開を目指し、関係各所において準備を 進めていくこととしたい。